

倉吉市人事評価システム導入業務に係る
プロポーザル実施要領

令和5年8月

倉吉市

1 概要

(1) 目的

人事評価システム導入業務（これと同様の業務を含む。以下同じ。）に係る公募型プロポーザルを行い、最も優れた提案を行う事業者を、価格面、技術面等を総合的に評価し、優先交渉権者として選定する。

(2) 事業概要

ア 業務名

倉吉市人事評価システム導入業務

イ 業務内容

倉吉市人事評価システム導入業務仕様書のとおり

ウ 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(3) 予算額

7, 3 2 6 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

ア 提案上限額は、7, 3 2 6 千円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、この上限額を超えてはならない。

イ 評価に際しては、令和6年度から令和10年度までの5年間の保守料についても評価点の対象とする。なお、今回徴取する次年度以降の参考見積額は参考に徴取するもので、次年度以降の契約を確約するものではない。

(4) 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 平成30年度以後において、人事評価システムサービス提供業務の受託実績（元請の場合に限る。）が複数あること。

イ 倉吉市の競争入札参加に係る指名停止措置を受けていないこと。

ウ この公募の日から契約日までの間のいずれの日においても、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

エ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 倉吉市が課する税の滞納をしていない者。

2 手続

(1) 担当部署

〒682-8611

鳥取県倉吉市葵町722 倉吉市総務部職員課

電話番号 0858-22-8164 E-Mail : shokuin@city.kurayoshi.lg.jp

(2) 提出書類

ア 参加申込書等

本プロポーザルに参加を希望する場合は、参加申込書兼参加資格に関する申立書（別記様式 1）1部を令和5年9月14日（木）正午までに提出する、又は郵便、宅配便等（電子メール可）で発送すること。郵便、宅配便等（電子メール含む）で発送した場合は、必ずその旨を電話連絡し、令和5年9月14日（木）正午までに到着したものに限り、受け付ける。なお、電子メールで発送する場合は、参加申込書をPDFファイル形式で提出すること。一旦、参加申込をした後に辞退する場合は、辞退届（別記様式2）を参加申込の際の方法に準じて提出等すること。

イ 企画提案書等

アの参加申込書を提出した者は、次に掲げる書類を令和5年10月3日（火）正午までに提出すること。

(ア) 書面により提出するもの。

- ・企画提案書8部
- ・【様式1】人事評価システム導入業務に係る協力事業者申請書1部
- ・【様式3】提案見積書1部
- ・【様式3-1】内訳1部
- ・【別紙1】機能要件書1部（対応状況及び追加費用記入済み）
- ・市税納税状況確認承諾書1部

(イ) 上記（ア）に掲げる書類は、(1)の担当部署へ直接持参する、又は郵便、宅配便等（電子メール可）で発送すること。郵便、宅配便等（電子メール含む）で発送した場合は、必ずその旨を電話連絡し、令和5年10月3日（火）正午までに到着したものに限り、受け付ける。なお、電子メールで発送する場合は、押印が必要なものについては押印したものをPDFファイル形式（カラー）で提出すること。

(3) 質問の方法

質問は、簡潔にまとめ、担当部署へ電子メール又は持参により提出すること。

ア 提出期限は、令和5年9月14日（木）午後3時までとする。

イ 回答は、全ての参加申込者へ電子メールで回答する。

ウ 最終の回答は、令和5年9月15日（金）午後4時までには回答する。

(4) 審査方法等

ア 第1次審査

(ア) 参加申込者が5社を超えた場合に実施し、参加資格を有する者から提出された「企画提案書」を「【様式2】評価基準書」により評価し、その結果により、点数の高い順に5社を選出する。なお、参加申込者が5社を超えない場合は、参加資格を有する者全てを選出する。

(イ) 審査結果の送付

第1次審査の結果について、令和5年10月5日（木）午後5時に全ての提案書提出者へ通知を発送する。

第1次審査合格者については、第2次審査実施日を併せて通知する。

イ 第2次審査

(ア) 提案書に基づくプレゼンテーションを実施し、選定委員6名により「【様式2】評価基準書」により評価を行う。

実施日は参加申込者へ連絡する。

※1社当たり90分以内とする。

※システムデモンストレーションの実施（説明、質疑の時間配分等）は、参加申込者の判断に委ねるが、「【様式2】評価基準書」の採点の元となる判断材料を無くすことのないようにすること。

(イ) 最優秀案の選定

第2次審査の結果により、最も高い点数を得た提案を最優秀案として選定する。第1位となる企画提案が複数ある場合には、提案見積書の金額が最も低い企画提案を最優秀案として選定する。

(ウ) 審査結果の送付

第2次審査の結果については、令和5年10月の第4週頃に第2次審査対象者へ通知を発送する。

3 契約締結の交渉及び契約締結

- (1) 第2次審査の結果、最優秀案として選定された提案をした者と契約締結の交渉を行う。この交渉が不調となったときは、第2次審査で順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約締結の交渉における業務内容は、提案を尊重するが、必ずしも提案どおり実施するものではなく、詳細な事項については、改めて提示するものとする。

4 日 程

参加申込書等提出期限	令和5年9月14日（木）正午
質問書提出期限	令和5年9月14日（木）午後3時
質問最終回答日時	令和5年9月15日（金）午後4時
企画提案書等提出期限	令和5年10月3日（火）正午
第1次審査結果通知	令和5年10月5日（木）午後5時
第2次プレゼンテーション	別途、第2次参加者へ個別に通知する。
第2次審査結果送付	令和5年10月第4週頃

5 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る提案書等の作成及び提出等に要する費用は参加希望者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外の目的に提出者に無断で使用しない。
- (3) 本プロポーザルの提案書等の作成のために倉吉市から受領した資料等は、倉吉市の上承なく公表し、又は使用してはならない。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 提出された提案書等は、倉吉市人事評価システム導入業務の受託者を選定するための資料であり、提出された提案書等に関する著作権等の主張は、認めない。

令和 年 月 日

倉吉市長 様

会社の名称
所在地
代表者氏名 印

担当者職氏名
所属部署
電話番号
E-mail

参加申込書兼参加資格に関する申立書

倉吉市人事評価システム導入業務に係るプロポーザルに参加したいので、申し込みます。なお、当該プロポーザルに係る参加資格に関し、次に掲げる事項について、事実と相違ないことを申し立てます。

記

- (1) 平成 30 年度以降において、当社における人事評価システムサービスの受託実績（元請けの場合に限る。）は次のとおりです。

導入年度	団体名	業務内容

- (2) 当社は、倉吉市の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていません。
- (3) 当社は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していません。
- (4) 当社に対しては、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていません。
- (5) 倉吉市が課する税の滞納をしていません。

辞 退 届

倉吉市人事評価システム導入業務

表記業務のプロポーザルについて、参加表明をいたしましたが参加を辞退します。

令和 年 月 日

倉吉市長 広田 一恭 様

会社 の 名称

所 在 地

代表者氏名

印

担当者職氏名

所 属 部 署

電 話 番 号

E - m a i l